き環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

とあるのは、

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

とする。

2　平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の九第三項において準用する新令第四十四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中

八月	前年度三月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

とあるのは、

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

とする。

附則第九条及び第十条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号の三」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「同項」を「同条第二項」に改め、「同条中」の下に「「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に」と、」を加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同条第二項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「平成三十四年度」に改め、同条第四項中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十年度分」に、「交付すべき同項」を「交付すべき同条第二項」に改める。

附則第十六条第一項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第四号の三」に改める。

附則第二十一条を削る。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法」を「並びに同法」に改め、「、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成三十二年度以後の年度における財政法第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十一年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新地方自治法施行令」という。）第二百十条の十二第一項の規定は、平成三十二年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）（以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方税法等改正法附則第三十五条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る第四条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行令の目次の改正規定中「第三十五条の四の五」を「第三十五条の四の三」に、「第三十五条の四の六」を「第三十五条の四の四」に改め、同令第二章第二節中第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定中「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」を「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」に、「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」を「を第三十五条の四の五とし」に、「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の三とし」に改め、同令第五十七条の二の五第二項の改正規定を削る。

附則第一条第七号中「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」を「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」に、「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」を「を第三十五条の四の五とし」に、「同令第四十八条の九の十八」を「及び同令第四十八条の九の十八」に改め、「及び同令第五十七条の二の五第二項の改正規定並びに附則第十条の規定」を削る。

附則第十条を削る。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三